

買取申出事由が発生

生産緑地指定後
30年経過

農業の主たる従事者の死亡または故障

農業委員会事務局へ

- ・生産緑地に係る農業の主たる従事者の届
- ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願を提出（窓口：市役所北庁舎2階 農政課）

農業委員会事務局にて「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」を交付（窓口：市役所北庁舎2階 農政課）

都市計画課へ「生産緑地買取申出書」を提出

※買取する場合

買取の旨の通知
（都市計画課から所有者へ通知）

価格の協議

公園、緑地等として整備・管理

あっせん成立の場合、
農地等として生産緑地の管理

※買取らない場合

買い取らない旨の通知
（都市計画課から所有者へ通知）

農業委員会へあっせん依頼
（都市計画課から農業委員会へ依頼）

あっせん不成立の場合、
生産緑地行為制限の解除

3
ヶ月